

外国証券情報

モルガン・スタンレー

米ドル建社債 5.664% 2036 年 4 月 17 日満期

1 発行者情報

- (1) 発行者の名称
モルガン・スタンレー (Morgan Stanley)
- (2) 発行者の所在地
- (3) 発行者の概要（発行者設立の準拠法並びに設立の目的、設立の根拠、法的地位及び設立年その他の事項）
- (4) 経理の概要

※（２）～（４）については下記ご案内の手順で「有価証券報告書」をご参照ください。

<外国会社報告書・有価証券報告書等の開示書類を閲覧するホームページ>

EDINET (Electronic Disclosure for Investors' NETwork)

『金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム』

ホームページアドレス：<https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/>

- ① トップページ画面左手「書類検索」をクリック
- ② 書類簡易検索画面で「提出者／発行者／ファンド」に『モルガン・スタンレー』と入力、「書類種別」で『有価証券報告書』にチェックして「検索」ボタンをクリック

又は

- ① トップページ画面左手「書類検索」をクリック
- ② 表示された画面左手「検索」メニュー内の「書類詳細検索」をクリック
- ③ 書類詳細検索画面で「提出者 EDINET コード」に『E05871』と入力、「書類種別を指定する」で『有価証券報告書』にチェックして「検索」ボタンをクリック

<発行者その他これに準ずるものにより公表されているホームページ>

ホームページアドレス：[Investor Relations | Morgan Stanley](https://investorrelations.morganstanley.com/)

2 証券情報

(1) 有価証券の名称

モルガン・スタンレー 米ドル建普通社債 5.664% 2036年4月17日満期

(2) 発行地及び上場・非上場の区分

発行地： グローバル市場

上場市場： フランクフルト取引所等

(3) 発行日

2025年4月17日

(4) 発行額

30億米ドル（2025年7月末現在）

(5) 利率及び利払金の決定方法

① 2035年4月16日まで

固定利率：年率5.664%（発行通貨ベース、税引前、30/360）

② 2035年4月17日以降

変動利率：SOFR^(※)+1.757%（発行通貨ベース、税引前、ACT/360）

(※) SOFR (Secured Overnight Financing Rate) は、担保付翌日物調達金利の略称です。米国の銀行間取引の指標となる金利で、ニューヨーク連邦準備銀行が2018年4月から公表を開始し、金融機関同士で取引される米国債を担保にした翌日物のレポ金利をもとに算出されます。

(6) 利払日

① 2035年4月16日まで

年2回（毎年4月17日及び10月17日 初回利払い日は2025年10月17日 休業日に当たる場合は翌営業日）

② 2035年4月17日以降満期償還日まで

年4回（2035年7月17日、2035年10月17日、2036年1月17日、2036年4月17日、休業日に当たる場合は翌営業日）

(7) 償還期限

2036年4月17日

(8) 償還金額及び償還金の決定方法

期限前償還または買入消却されずに満期償還を迎えた場合、額面金額で償還される。

2025年10月22日以降2035年4月16日までは、額面金額もしくは2035年4月16日までのキャッシュフローを同年限の米国債利回り+0.20%で現在価値に割り引いた金額のいずれか高い方の金額に償還日までの経過利息を付した金額で発行済み本債券の全部又は一部を発行者の任意で償還させることができる。

2035年4月17日は、額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で、発行済み本債券の全部を発行者の任意で償還させることができる。

また、2036年1月17日以降は、額面金額に償還日までの経過利息を付した金額で、発行済

み本債券の全部または一部を、発行者の任意で償還させることができる。

(9) 受託会社又は預託機関

受託会社： Bank of New York Mellon

(10) 担保又は保証に関する事項

特になし

(11) 発行、支払及び償還に係る準拠法

ニューヨーク州法

3 「証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令」第十五条第一項各号に掲げる場合への該当の有無

該当ありません。

外国債券投資に関する主なリスクについて

※ 為替変動リスク

本債券の円で換算した場合の元利金支払額は、外国為替相場の変動によりその影響を受けます。これにより、円換算した償還価格または売却価格が投資元本を割り込むことがあります。

※ 価格変動リスク

本債券の途中売却価格は、金利動向の影響を受けて上下します。これにより期中の時価が投資元本を大きく割り込むことがあり、償還前に売却する場合には損失を生じることがあります。

※ 信用リスク

本債券には発行者の信用状況の変化によるリスクがあります。信用状況の変化は発行者の経営・財務状況の変化によって、あるいは、これに対する外部評価の変化によって生じます。これにより、利払い、額面の償還が当初の約束どおり行われない可能性があり、当初の投資元本に欠損が生じるおそれがあります。

※ 債務不履行リスク

本債券については、一般的な倒産手続開始事由（破産手続開始、更生手続開始もしくは民事再生手続開始の決定あるいは特別清算開始の命令がなされ、または日本法によらない破産手続、更生手続、民事再生手続もしくは特別清算もしくはこれらに準ずる手続が外国において行われた場合をいう。）に加えて、実質的な破綻状態に陥った場合に資本再構築が行われる可能性があり、その際には、元本の全部又は一部が資本に組み込まれ損失吸収に充てられることになるため、元本の全部又は一部を毀損するおそれがあります。

※ 流動性リスク

本債券については、流通市場の状況によっては売却希望時に直ちに売却換金すること困難な場合があります。万一途中売却される場合、発行者の信用力や市場環境などによって売却価格が投資元本を下回ることがあります。

※ カントリーリスク

発行体の属する国の国情の変化（政治、経済、取引規制等）により、投資元本割れや途中売却が出来なくなるおそれがあります。

※ 利率変動リスク

本債券の利率は、当初一定の期間については固定利率となっていますが、それ以降は変動利率の適用期間となり、利率が市場金利の水準に連動して変動します。

※ 元利金の支払いおよび中途換金に関するリスク

発行体、支払代理人、預託機関、販売会社等に何らかの事由が生じることにより、元利金支払の遅延、もしくは債券の途中売却に支障が生じる場合がございます。

お取引にあたってのご注意事項について

- ◎ 外国債券を募集・売出などにより、または当社との相対取引により購入する場合は、購入対価のみお支払いいただきます。
- ◎ 既発債のうち、利付債のお取引にあたっては、経過利息の受け払いが発生する場合があります。
- ◎ 本債券のお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の適用はありません。従ってクーリング・オフの対象になりません。
- ◎ お取引される有価証券が外国企業の発行する有価証券の場合、有価証券に係る外国会社届出書等が英語により記載される銘柄（英文開示銘柄）に該当する可能性があります。
英文開示銘柄の一覧は、以下の日本証券業協会のウェブサイトにてご確認ください。

<https://www.jsda.or.jp/shijyo/foreign/meigara.html>

Jトラストグローバル証券株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第35号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

【本資料のご利用にあたってのご留意事項】

- (1) 本資料は、金融商品取引法に従って作成したものであり、当該外国証券に関する詳細かつ完全な情報が記載されているものではありません。
- (2) 国内の金融商品取引所への上場が行われず、かつ国内において公募・売出しが行われていない外国証券については、我が国の金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われていません。
- (3) 本資料は信頼できると考えられる資料等に基づき作成しておりますが、当該資料等に記載された内容の正確性・完全性について保証するものではありません。
- (4) 当該外国証券への投資にはリスクがあり投資元本が保証されるものではありません。投資の最終決定にあたっては、契約締結前交付書面をよくご確認の上、ご自身の責任で判断をお願いします。